

独占禁止法研修会

医療用医薬品の 流通と独占禁止法

弁護士(成蹊大学教授、森・濱田松本法律事務所客員弁護士)

村上政博



講演第 I 部では、内閣府の「独占禁止法審査手続についての懇談会」委員で、独占禁止法、競争法を専門とする弁護士でもある成蹊大学の村上先生に、独占禁止法について、特に医薬品業界が関心を持つカルテル規制を中心にお話しいただいた。

先生は、独占禁止法の行政調査の仕組みなどの基本から、今年 4 月 1 日施行の公正取引委員会による行政審判の廃止に伴う最新の動きについて詳しく解説。さらに、国際的な競争法の仕組みを研究してきた見地から、今後の裁量型課徴金制度や行政調査の適正手続き導入の必要性を主張された。

日時：平成27年 5 月 29 日(金) 13 : 10 ~ 14 : 40

はじめに

私は、独占禁止法、競争法の世界で弁護士を務め、公正取引委員会の役人を経験し、学者として 40 年近く過ごしてきました。米国司法省や欧州委員会にも長く滞在して、欧米の競争当局や大学を

回る生活を送ってきました。今日はこうした体験に基づいてお話ししたいと思います。

ご承知のとおり、独占禁止法、国際的な一般名でいう競争法は、先進国においてはここ 20 年くらいで急速に進展しており、いまや世界における共通事業活動のルールとして、最も大きな力を持つ法律になっています。

独占禁止法は、大変幅広い業界に適用される法律で、様々な違反行為があります。すると業界ごとに、警戒すべき違反行為や問題行為は違ってきます。例えば、市場占有率の非常に高い業界や事業者、例えば、JASRACやNTTなどは、新規参入を困難にする行為や競争者を排除する行為が問題になります。ブランド力が強く宣伝広告に大きな資金を投入する化粧品メーカーでは、小売価格維持への欲求から再販売価格維持が問題になります。スーパーなど大規模小売業の業界では、納入業者に対する手伝い店員の派遣、協賛金の支払い要請など優越的地位の濫用が問題になります。このように、業界や事業者ごとに問題となる違反行為は違いますし、業界ごとにかなり特定されます。

今日は、医療用医薬品業界で懸念すべき違反行為や求められる対策について検討してみます。業界の構造や過去の摘発事例からみて、薬価引き下げに対応するための価格維持協定、つまり「カルテル」が問題になる可能性が強いと思います。そこで、これを念頭にお話ししたいと思います。

平成25年独禁法改正に伴う動き

●基本的な行政手続

今日は独占禁止法の研修会なので、前提となる知識として、独占禁止法違反事件、カルテル事件に関する行政手続について、まず基本的な事項をお話しします。

日本の一般的な行政手続は、ヨーロッパ、大陸法系の行政手続を採用しています。これは、まず行政庁が違反行為を立証するために強制調査権限を行使して行政調査を行い、調査の結果、違反があると判断すると、反論の機会を当該事業者に与えた上で、行政処分を行います。その処分に不服のある者は、地方裁判所に取消訴訟を提起して、裁判所が再審査を行うという流れです。

現在の公正取引委員会による独占禁止法違反における行政手続も基本的に同じです。まず公正取引委員会が行う行政調査があり、違反があると行政処分が命じられ、それに不満があるものは司法審査を求める、この3段階です。

行政調査は、立入検査と事情聴取の2段階に分かれます。事業者立入検査をして必要な書類を持ち帰り、それから関係者個人を呼び出して供述調査を取ることが基本的な立証手段になります。

次の段階である行政処分は、個人ではなく違反行為を行った事業者・法人に命じますが、排除措置命令と課徴金納付命令があります。排除措置命令は事業者はその違反行為をやめろというものであり、課徴金納付命令は一定の金額を国庫に支払えというもので、この2つしかありません。

最後の段階が、司法審査で、命令に不服のある者は、裁判所に取消を求め、裁判所がそれらの命令の事実認定や法律の適用について再審査を行うことになります。

●独禁法の大きな変化

独占禁止法については、この1年間で非常に大きな動きがありました。行政調査のあり方について一応の決着がつき、本年4月から公正取引委員会が行う審判制度が廃止されたのです。

行政調査のあり方については、昨年2月から12月まで、内閣府の「独占禁止法審査手続についての懇談会」で議論が続けられました。産業界、弁護士会からは、審査を受ける側の適正手続の保障、防御権の確保への要求が出て、公取委、消費者団体その他は、実態解明のためには現行どおりがいいと主張。綱引きの結果、当面の間、透明性を確保した上で、基本的に現行どおりの行政調査を維持することが決定されました。

この懇談会開催の根拠は、公取委の審判廃止を決めた平成25年12月成立の独占禁止法改正法の附則16条です。「政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続きについて、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。」とあり、これを受けて内閣府で昨年、一般有識者を含めて議論が行われました。この懇談会の報告書にまとめられた結論を基に、説明していきます。

●立入検査における変更

独占禁止法の行政調査は、立入検査とその後の事情聴取に分かれます。それぞれに、経済界、事業者側の主張がありました。

はじめに、立入検査に関連する整理のポイントを順に説明します。

まず、「立入検査において、事業者は弁護士を立ち合わせることができる。ただし、弁護士の立会いを事業者の権利として認めるものではなく、事業者は弁護士が到着しないことを理由に立入検査を拒むことはできない」。立ち会いは可能である、ただし弁護士を長時間待って検査を遅らせることはしない、という話でまともっています。

それから、立入検査では、会議室等に会社の関係するファイルや書類が集められ、事件に関係のある書類は公取委の審査官から提出命令が出ます。そのとき、書類を直ちに提出しなければならないのか、コピーを取れるのかが大きな問題でした。

これについては「立入検査における提出物件の謄写については、これを事業者の権利として認めることは適当ではなく、運用上、日々の営業活動に用いる必要があると認められる物件について、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲での謄写が認められる」とされました。事業者にすれば、事件に関係あるとはいえ全部持っていかれたら事業に差し支えるので、必要なものはコピーを取れるということです。ただし「立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で」という条件がつきます。

それから「立入検査の翌日以降の提出物件（留置物）の謄写については、円滑な謄写を図るため、スキャナー等の電子機器の利用が可能であることを明らかにするとともに、公取委において提出物件謄写用のコピー機の導入を検討することが望ましい」と、提出命令で公取委の事務所に持って行かれた文書のコピーを取ることは、公取委側もできる限りのことはするという形です。

●供述聴取における変更

次に、事情聴取、供述聴取に関する基本的な決定事項は、以下の5項目です。

①供述聴取が任意のものであるか間接強制権限

による審尋であるかを供述人に対して明確にする、②聴取時間の目安を示す、③供述聴取に支障が生じない範囲で、食事時間等の休憩は供述人が弁護士に相談できる時間となるように配慮しつつ適切に確保する、④調書の読み聞かせの段階で誤りがないかどうかを問い、供述人が増減変更の申立てをしたときは、審査担当官がその供述を調書に記載することを供述人に対して明確にする、⑤供述聴取時において審査担当官の対応に不満がある場合に苦情を受け付ける仕組みを公取委内部に整備する。その際、当該仕組みの第三者性・中立性に配慮する。また苦情の申立理由および処理結果について、類型化された形での公表を行う。

この中で④は、取調室内で調書を読み上げて供述書にサインするとき、こういう趣旨ではないから変えてくれといっても審査官が聞いてくれないという声が高かったので、修正を求めた場合はその旨を記すということになりました。

⑤は、事業者側から一番強く不満があった部分です。公取委に呼びつけられて事情を聴かれる、同じ人が連日呼ばれる、公取委の思うとおりの調書でなければ取ってくれないなど、抜本的に見直し改善してほしいという声が強かったことから、事情聴取に対する苦情申し立て制度を創るという方針を明らかにしたわけです。

ただ、いまのところ基本的に現行の行政調査のやり方は維持するということです。もう少し大胆な改善として、産業界などからは、例えば供述聴取時の弁護士立会いや、行政の事情聴取も録画まで認めたらどうかという声も出たわけですが、それは今後の課題として先送りになりました。また、報告書も昨年12月に出たばかりで、多少曖昧な表現もありますから、具体的な運用については、今後の実務の動きを見る必要があります。

●再審査請求における変更

もう一つの大きな改正ポイントは、独占禁止法の大変革ともいえる行政審判の廃止です。

独占禁止法には、昭和22年の制定当初から、行政手続の基本的な制度として行政審判があり、70年間続いてきました。それが平成25年改正法の成

立で、今年4月1日から廃止されました。独禁法の行政審判という独特な手続きが、地方裁判所に取消訴訟を提起する一般の行政手続に移行する話ですから、実に大きな改正で、大議論があったということです。

行政審判は、最初に公正取引委員会が違反があると判断して、手続きを開始します。まず調査して、違反が判明した場合は審判の開始手続を行います。不服申立てを受けて審判審決を下す裁判官の役割も公取委が果たします。つまり地方裁判所で行う第一審の役割を公取委が行うのです。

そして、行政審判の制度の下で審判審決に不服のある者は、一般の行政手続なら地方裁判所に訴訟を提起しますが、ここでは高等裁判所にその審判審決の取消訴訟を提起することになります。ただ、このとき高裁には、実質的証拠法則と新証拠提出の制限がかかります。公取委が審判で認定した事実について、実質的な証拠がある場合にはそれが高裁の裁判官の事実認定を拘束し、提出できる証拠は審判に出せなかったものに限定され、その他の証拠を調べるのも制限されるということです。高裁が自由心証主義で事実認定することに制約がかかり、少なくとも事実認定については公取委の審判ですべてを決定する仕組みです。

実質的証拠法則とは、公取委の審判の一件記録の書類を見て、もっともな証拠があると思ったら、高裁はその事実を認定するということです。

また、行政審判は、違反があると訴える検察官役も、最後に審判審決を書く裁判官役も公取委です。同一機関が双方の役目をするのは、争う側にとって不公正・不公平な制度だということで、今回、廃止となったわけです。行政審判は、いま国際的にもほとんど見られない制度です。

●行政審判廃止後の手続きの整備

行政審判が廃止され、いまは、排除措置命令や課徴金納付命令に係る手続きその他についての整備が図られている段階です。

先ほど話したように、公取委が排除措置、課徴金納付命令を出す場合は、調査して違反があると判断したあと、事業者に対して告知・聴聞という



カルテル規制を中心に解説する村上先生

反論の機会を設けなければなりません。それは普通の行政手続と変わりません。今度の手続きでは、意見聴取手続というのを先行させて、問題がなければ排除措置命令や課徴金納付命令を出す形になります。その意見聴取手続についての規則がようやく制定されたところです。

行政審判廃止後も排除措置命令には、主文の命令内容のほか、理由や法令の適用が記されます。違反事実や法令の適用をどの程度詳しく記載するかというあたりを、いま議論しています。こうした具体的な実務、運用については、あと2年くらいで固まるだろうと予想しています。

独占禁止法の執行力の強化

●課徴金制度のあり方

カルテル規制の実効性を考えたとき、事業者にとって大きな意味を持つのは、課徴金制度です。制裁として機能し、抑止力をどの程度持たせるかについては、課徴金制度のあり方やその制度設計が問題となります。

まず、現行課徴金制度について大まかに説明します。例えば、価格引上げ協定を考えてください。昨年10月に、今年1月1日から自社の商品の1台2万円引上げに合意したとします。それが見つかり、5月1日に立入検査を受けてカルテルが崩壊します。その4か月間をカルテル実施期間とし、期間中のカルテル対象商品の売上額に一定の売上高算定率を掛けて課徴金額を計算し、国庫に支払

いを命じるのが課徴金制度の内容です。

課徴金は、値上額ではなく、対象商品の本体価格を対象に、カルテル実施期間トータルの売上額に売上高算定率を掛けて算出されるので、何十億円、何百億円になっても不思議ではありません。公取委は、参加した事業者ごとにこの課徴金額を算定しその金額を国庫に納付することを命じなければならない、とされています。

●「不当利得剥奪」の時代

日本の独占禁止法における課徴金制度は、昭和52年に、不当利得の剥奪を理念として、価格・数量カルテルに、売上高算定率3%の課徴金が設けられたのが始めです。このときは、まだ制裁とは言わず、制裁として機能するけれども、内容的に法律上「不当利得の剥奪」であるとされました。事業者が集まって意図的に値上げした分、通常の競争価格で売るより高く売れた余分な不当利得分として、売上額算定率3%分の支払いを命じるという形でした。そして平成3年に、3%では低すぎるといので、不当利得の剥奪という理念はそのまま、売上高算定率を6%に引き上げました。

独占禁止法制定が昭和22年、課徴金制度ができたのが昭和52年ですから、制定から30年間は、カルテルが違法だということは独禁法上明白なルールでありながら、公取委としての権限は事業者に対する排除措置命令だけでした。つまり、日本では30年間カルテル規制がほとんど機能していなかったというのが実態だと思います。

●課徴金6%の限界

昭和52年に導入された課徴金制度も、平成17年まで30年間続きます。そして、趣旨は不当利得の剥奪という状態のまま、売上額の6%を支払わせるという課徴金額が、果たして事業者への違反抑止力になるのかという問題が出ていました。

もう一つ、この時代に困ったことが起こりました。事業者側の従業員が、公取委の調査で違反を認めない、徹底抗戦する事例が続いたのです。

実際に、国際カルテル事件で、各国で出ているカルテルに対する命令書から日本でもやっている

ことは明白なのに、日本では立証できなかった事例もありました。カルテルの立証には、まず、立入検査で見つけた文書が必要でした。また事業者がある程度認める供述調書も必要ですが、公取委の調査に協力しても課徴金が減額されるわけでもないから協力や自白をする気にならない、人情的にはそういうことになると思います。そうした状況で、立証できない事例が多く出たわけです。

独禁法施行以来、行政調査の手法は変わっていません。事情聴取は、いわゆる密室での取調方式といって、従業員を呼び出して取調室に入れて尋問し、違反を認める供述調書、自白調書を取るというやり方が続いています。しかし、刑事捜査なら逮捕・拘留して何日も取り調べて自白調書を取るといこともできますが、行政調査では、必ずその日のうちに帰すという制約があり、密室で取り調べたから違反がすぐに明らかになるわけでもなく、それほど有効に機能しないというのが30年間実施してきた中での教訓だったと思います。

●「行政上の制裁」に強化

その課徴金制度が、平成17年改正でガラッと変わりました。カルテルに対する規制を抜本的に強化することになったのです。いまから約10年前の話で、平成18年1月に施行されました。

このときから不当利得の剥奪ではなく、行政上の違反抑止を図るための制裁という形になりました。市場分割協定、購入カルテルなど、いままで残っていたカルテル全般を課徴金の対象にして、売上高算定率は10%まで引き上げました。

公取委が不当利得と認めることができる算定率はせいぜい8%までで、それを超えた10%の支払いを事業者に命じるのならば制裁と言わざるを得なく、行政上の制裁と位置づけられました。

さらに、累犯として二度目の事業者は5割増しの15%の支払いを命じ、その代わり、早期にカルテルから抜けた場合は2割の減額をするという形の課徴金制度になりました。

●減免制度と課徴対象の拡充

もう一つ大きいのは、課徴金減免制度を導入し

たことです。

調査開始前の申請者について、最初に来た者は課徴金100%免除、刑事訴追も免除、第2位は50%減額、第3位から第5位までは30%減額とし、調査開始後の申請、すなわち、立入検査の後に申告しても、1位から3位までは30%減額を認めるとしました。減免が受けられる申請者は、調査開始日前後合わせて5社までとなります。

これが平成21年にさらに改正され、カルテルについては、主導的役割なら5割増しになりました。その結果、例えば累犯で主導的役割を果たしたと認定されると、1.5倍と1.5倍で、売上高算定率20%の課徴金を課せられます。

カルテルだけでなく、排除型私的独占は売上高算定率6%、優越的地位の濫用については売上高算定率1%の課徴金の対象行為となり、これで独占禁止法違反全般に対する制裁という位置づけとなりました。

●減免制度の影響

いずれにせよ、平成17年改正以降、課徴金とは制裁であり、違反抑止力としても機能させるものとなりました。ただし、算定方式は変わらず、制裁とはいえ公取委には金額の決定や増減の裁量権はありません。

課徴金減免制度導入時は、先進国はどれも減免制度があるから日本も入れるという話に、「自白したら減額するのか」といったそもそも論など、様々な反対意見がありました。それよりも、業界が密接な関係を持つ日本の企業社会で、欧米式の仲間を密告するような制度が機能するのかと懸念していました。

ところが、平成18年1月施行で蓋を開けてみると、日本の著名な大企業が続々と公取委に減免申請に来る事態となりました。現実には機能することがはっきりしたわけです。

この要因として、一つには時代の流れがあったと考えられます。カルテル防止は今日では国際的ルールですから、日本の大企業も結局は従わざるを得ないという決断があったのだらうと思います。

もう一つ、日本における株主代表訴訟が背景と



資料を駆使して分かりやすく解説

して効いていると言われています。例えば、ある会社の取締役が、部下からカルテルの情報が上がってきて、何もしていない間に、カルテルを組んだ他社が公取委に申告し、摘発されて課徴金が命じられたとします。株主代表訴訟では、その取締役は事件を知っていながら放置したことになり、会社が命じられた課徴金額と減免申請したら免れたであろう課徴金額の差額が取締役個人に請求されることとなります。それなら一刻も早く公取委に申請した方がいいと思うようになるでしょう。現実にそのような事例が生じていることから、株主代表訴訟が減免申請を促進する圧力になっていることは間違いありません。

その他、先ほど述べたように、最初に減免申請を行うと刑事訴追も免除されます。カルテルでも非常に悪質な事件は刑事告発され、個人に懲役刑や罰金、両罰規定で当該会社に対する罰金が課徴金とともにダブルでかかります。

独占禁止法では、入札談合など刑事告発された刑事事件はいくつもあります。真っ先に申告して課徴金100%免除を受けても、刑事罰に問われるなら申告の効果がなくなるため、最初に申告した人は刑事告発しない制度としたわけです。そういう意味で、第1位で減免申請に行くことのメリットは非常に大きいのです。

平成18年以降は、公取委のカルテルの調査は様変わりし、減免申告を受けて調査が行われる形になりました。公取委の審査官が立入検査を行う前に、カルテルの内容、参加事業者、担当者名が明



コンプライアンスの重要性を強調する村上先生

らかになっており、その文書の証拠まで入手している状況ですから、調査もピンポイントで行えます。カルテル立証が非常に容易な時代になったということです。

独占禁止法施行から30年はまったく機能しなかったルールが、その後の30年は課徴金が課せられるようになり、そして最後の10年は減免制度導入により実効性を伴って機能するようになったというのが、カルテル規制強化の流れです。

●医薬品業界の独占禁止法違反事件

続いて、医薬品業界における独占禁止法違反事件の処理について見てみます。

最初の事件は日本製薬工業協会事件です。日本製薬工業協会は、昭和56年の薬価基準の改定に対応するために、医療機関からのスライドダウン要求に応じないことを理事会で決定し、流通委員会で確認した上、会員事業者80名に指示したという内容です。この事件は、事業者団体による構成事業者への活動制限、8条1項4号を適用して、課徴金納付命令はなく、排除措置命令で終わった事件です。会員事業者が多く、極めて多数の医療用医薬品が絡むため、当時の事情を考えると課徴金命令も難しいだろうという感じです。

その翌年に起こった日本人工臓器工業協会事件は、人工腎臓ダイアライザーの製造販売業者15社からなる日本人工臓器工業協会の人工腎臓部会代表者会議が、昭和58年2月からの告示価格の引下げに対応するため、引下げ分は極力医療機関に吸

収してもらうことを決定したものです。この場合は、事業者数が15社に絞られ、対象商品が単品のため価格維持効果も分析しやすく、課徴金対象になりそうな事件ですが、これも8条1項4号で課徴金納付命令までは至りませんでした。

その次が、宮城県に所在する医薬品卸売業者に対する件で、平成14年、宮城県の医薬品卸売業者9社が平成12年の薬価改定に対応するため、他社の取引を相互に奪わないこと、および医療機関等に提示する値引率を決定していた事件です。これは違反行為の質は同じですが、ここでは適用法が3条後段「不当な取引制限の禁止」で、課徴金納付命令が出ています。

医療用医薬品に関する独占禁止法違反事件の処理についても、時代や状況により、このような変遷が見られます。

今後の課題

●裁量型課徴金制度の創設

公取委及び独占禁止法にとって、今後の最優先課題は「裁量型課徴金制度の創設」だと考えられています。

「独占禁止法審査手続懇談会報告書と今後の課題」には、「独占禁止法の執行について、上限方式の裁量型課徴金制度の導入は喫緊の課題である。そこで実現可能性を優先させて、現行課徴金額を上限額とする裁量型課徴金制度を導入すべきである。すなわち、カルテルに対しては、売上高算定率20%を乗じた金額を上限金額とする裁量型課徴金を設けて、現行課徴金額の賦課水準を維持して課徴金額算定方法を含めた規則を制定すること。カルテル以外の不当な取引制限および私的独占に対しては、売上高算定率6%を乗じた金額を上限金額とする裁量型課徴金を設けて、課徴金算定に関する判断要素を列挙した規則を制定することが相当である。このほか、優越的地位の濫用についても、上限方式の裁量型課徴金制度の対象行為とすることが望ましい」と個人意見を記載してあります。

現実の実現可能性から、現在の課徴金金額をそ

のまま上限金額として、事案に応じて課徴金額を決定していく裁量型課徴金制度が必要であろうという話です。

公取委は、平成18年の基本問題懇談会の当時は、面倒で使い勝手が悪いから嫌だと言っていました。が、昨年の審査手続懇談会では、むしろ創設に積極的な立場をとっています。ただし、経済界は、行政庁にそんな権限を簡単に導入されるのは反対だということで、議論がそこで止まっているのが現状です。

●行政調査の適正手続の保障

もう一つ考えなければならないのが、行政調査における適正手続の保障です。

審査手続懇談会報告書では、当面、透明性を強めて現行の調査手続を維持することになりましたが、「弁護士依頼者間の通信文書の秘匿特権」「供述聴取への弁護士立会」「供述聴取過程の録音・録画」も将来的には導入を考えざるを得ないと思います。

私は、密室での取調方式を維持しようとするよりも、欧州のように相手方の協力を得て行う形で、事業者に徹底した社内調査をするようにさせて報告命令、証拠提出命令を出す形の調査手続きに移行するのが、長期的にはあるべき道だろうと思います。そのためにも、裁量型課徴金が必要なのです。事業者が協力した場合は課徴金額を減額し、非協力や妨害があった場合には課徴金額を増額するなど、裁量権をある程度持たないとそういう制度が機能しないことは、欧州の実務からも明らかになっています。

「懸案事項の実質的な先送り」を行い「防御権の保障の実現と裁量型課徴金制度の創設を見合い」にしているという状況です。

すなわち、審査手続懇談会報告書では「現状の仕組みの下で供述聴取時の弁護士立会いおよび供述聴取過程の録音・録画を認めるべきとの結論には至らなかった。ただし、これらを認めるべきとの意見もあり、事実解明の実効性を損なわない措置を検討する中で、今後、その必要性を含め、導入の可否を検討していくことが適当であるとの結論に至った」としています。

もう一つが、今後の検討に関するポイントで、「今後、本懇談会において現状の仕組みの下で実施すべきとしているもの以外の防御権の強化を検討するのであれば、裁量型課徴金制度を含む事業者が公取委の調査に協力するインセンティブおよび調査への非協力・妨害へのディスインセンティブを確保する仕組みの導入について、併せて検討を進めていくことが適当である」。これが、両者見合いになっているという意味で、裁量型課徴金その他を認めた場合には、もう一段階、防御権の保障を進めて弁護士立会いその他を認めることを含みにした形です。長期的には、裁量型課徴金の創設と事情聴取への弁護士立会いの双方を実現すべきであると考えています。

おわりに

私への講演依頼では、特にここ4年くらい、国際的なカルテルに関する規制強化や厳罰化についての解説を求めるものが増えています。

カルテルにおける米国の刑事罰金額、EUの行政制裁金額は、日本よりも数桁高い金額が課されています。また、司法省のカルテル調査は刑事捜査であって、電話盗聴はもちろん、Eメールモニターやおとり調査も使われるなど、日本の行政調査と比べて格段に厳しいものになっています。また、自動車部品カルテルのように、担当者個人の解雇処分だけでなく、日本にいる日本人が、米国司法省と司法取引をして米国の刑務所で服役する例が年間約20名も出ています。競争法の歴史上、カルテルに対する制裁は、いまが一番重く、いずれにせよコンプライアンスは大切だということです。

その状況を考えると、医薬品業界で平成18年以降の独禁法違反事例がないことは、高く評価されると思います。ただ、薬価基準改定に対応するという業界の構造は、価格維持協定につながりやすいグレーな部分が残っている可能性があると思います。業界団体としてその点に十分留意して活動されることを希望して、本日の結びにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。